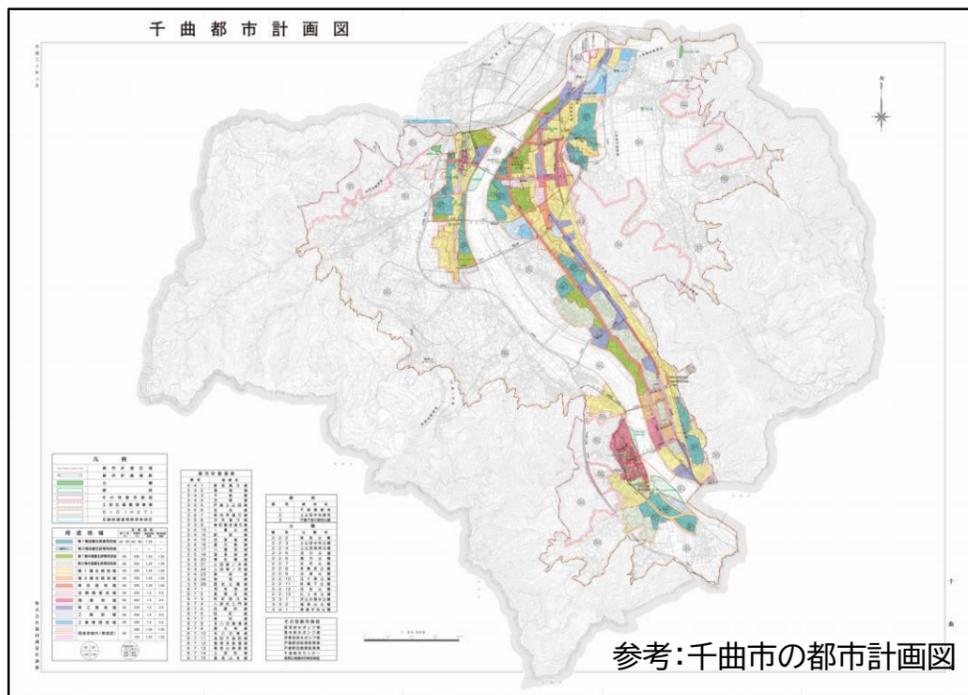


(説明会資料) 都市計画制度の概要

1、都市計画とは？

「都市計画」とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための「土地利用」「都市施設(道路・公園等)の整備」及び「市街地開発事業」等に関する計画で、法律の規定に従い定められたものをいいます(都市計画法第4条第1項)。

都市計画は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための、まちづくりの根幹をなすものです。説明会・公聴会の開催・計画案の縦覧手続きを行うなど、住民参加を経て策定されます。



2、都市施設(都市計画道路)とは？

【都市施設とは】

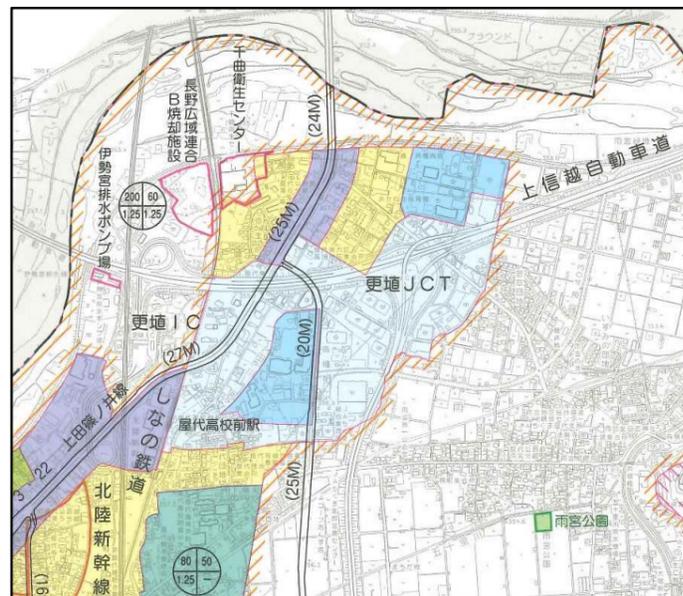
都市施設とは、円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保するうえで必要な施設のことです。

(例:道路、公園、緑地、下水道、ごみ焼却場、汚物処理場、駐車場 等々)

【都市計画道路とは】

都市計画道路とは、都市の骨格を形成し、都市の健全な発展と機能的な都市活動を確保するため、都市交通における最も基幹的な都市施設として都市計画法に規定した手続きによって定める道路です。

人や物資の円滑な移動を確保する役割のほか、防災や環境・景観面での良好な都市空間の形成、上下水道、電気、ガスなどの収容空間、土地利用の誘導など様々な役割があり、都市基盤の中でも最も基本となる根幹施設です。

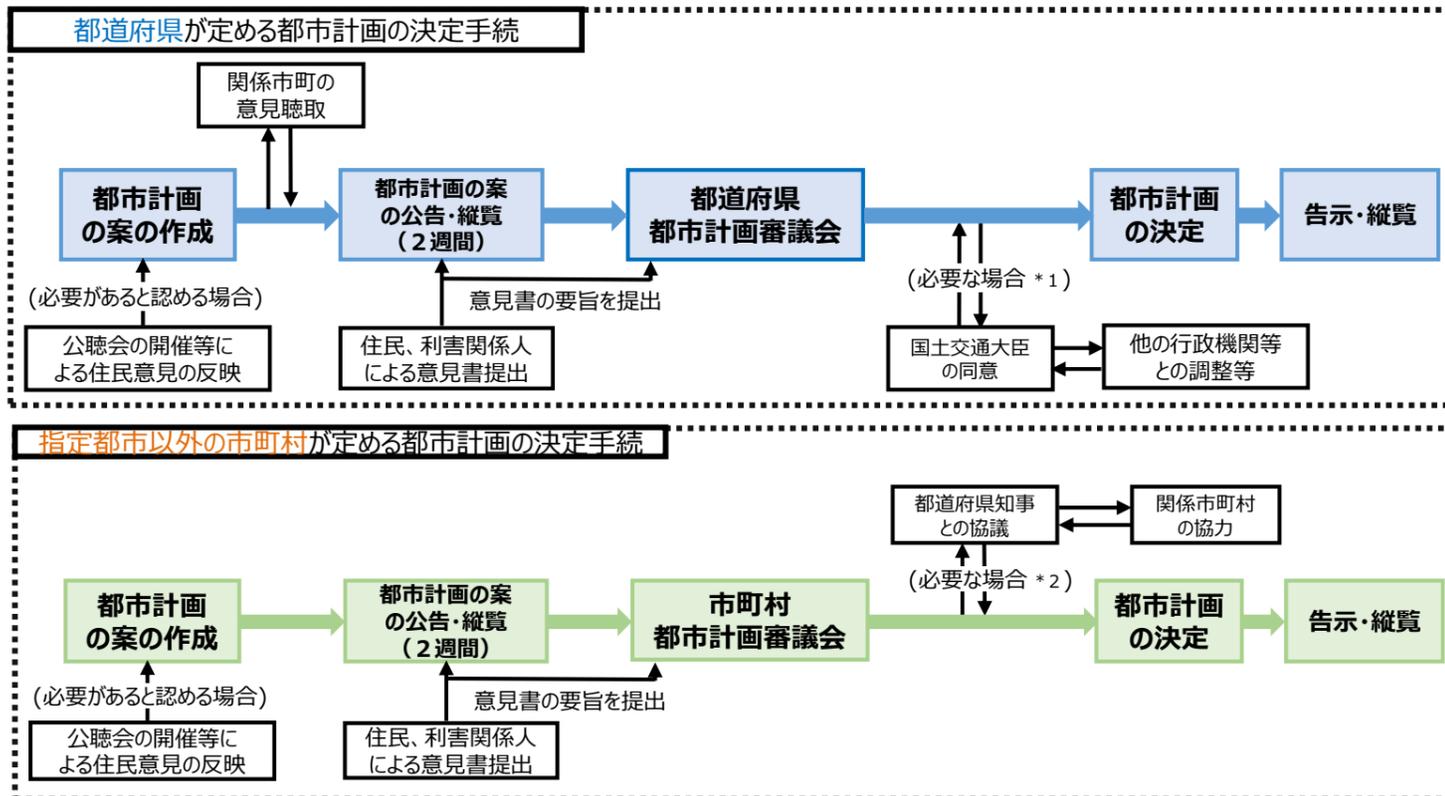


3、千曲市の都市計画道路

千曲市では、現時点で36路線、総延長61,530mの都市計画道路が都市計画決定されています(幹線街路21路線・特殊街路15路線。全体整備率約40.7%)。

平成23年3月に策定し、令和3年3月に改訂した千曲市都市計画道路整備プログラムにおいて、都市計画道路の合理的な整備優先順位、変更及び廃止などを定めており、これに基づいた整備を進めています。

4、都市計画道路の決定(変更)に伴う手続きについて



5、市民の皆さまへの影響(建築制限など)

都市計画道路の区域内(個人の所有地)に建築物を建築をする場合は、市長の許可が必要となります(都市計画法第53条)。

これは、将来の円滑な事業の遂行を確保することを目的とするものです。

【許可対象となる建築物(建築することのできる建築物)】

- ①階数が2階以下で、かつ地階を有しないこと
- ②主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造、その他これらに類する構造であること
- ③容易に移転、もしくは除去できるものであると認められるもの